会 議 録 (要 旨)

会 議 名	庁 議
開催日時	平成 25 年 2 月 18 日(月) 午前 9 時から午前 10 時 5 分まで
開催場所	301 会議室
出席者及び	出席者:市長、副市長、教育長、企画財務部長、財政担当部長、総務部 長、市民部長、生活環境部長、健康福祉部長、高齢・障害担当 部長、都市整備部長、建設管理担当部長、教育部長、学校教育
欠 席 者	担当部長、生涯学習スポーツ担当部長、議会事務局長、会計管 理者 欠席者:な し
	1 平成25年第1回市議会定例会提出議案について
議題	2 武蔵村山市第二次みどりの基本計画(案)について
, _	3 その他
結 論 (決定した方 針、残された問題点、保留事を記載する。)	議題 1
	提案のとおり提出議案として決定する。 議題 2
	原案を一部修正の上、承認することとした。 議題3
	特になし。
	議題1 平成25年第1回市議会定例会提出議案について
	(1) 武蔵村山市保育徴収条例の一部を改正する条例について
	(健康福祉部長説明)
	「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・
	児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて(平成23年
	7月15日付雇児発0715第1号)」の通知により、本条例の一部
審 議 経 過 に まとめる。)	を改正する必要があることから、本案を提出する。
	概要については、保育所入所児童に係る保育費用保護者一部負担金
	(C階層)について、規定を整備する必要が生じたため、本条例の一
	部を改正するものである。
(発言者) ○印=構成員	施行期日については、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。 (質疑等)
●印=説明員	(貝無寺)○ 平成 23 年度の通知文によるものだが、経過措置があったの
	か。平成24年4月1日から施行するべきものではないのか。
	● 平成 24 年分の所得に係る個人住民税が対象となるので、平
	成 25 年 4 月 1 日から施行することとした。
	○ 保育費用以外に影響はないか。
	● 各課へ照会をしたところ、影響はなかった。

- 各市とも同様の時期に改正するのか。
- 条例ではなく規則で定めている市もあるが、同時期に改正するとのことであった。

(結果)

提出議案として決定する。

(2) 平成24年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) について

(市民部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定 により、本案を提出する。内容等については、現在精査中である。 (質疑等)

特になし。

(結 果)

提出議案として決定する。

議題2 武蔵村山市第二次みどりの基本計画(案)について

(都市整備部建設管理担当部長説明)

現行の「武蔵村山市緑の基本計画(改訂)」の目標年次が平成22年となっていることから、平成25年度から平成34年度を計画期間とする「武蔵村山市第二次みどりの基本計画」を策定するものである。なお、平成25年2月13日に開催した調整会議における意見を踏まえ、原案に必要な修正を加え、その内容について決定するため付議したものである。資料に基づく内容については、道路公園課長から説明する。

(都市整備部道路公園課長説明)

配布した資料を御覧いただきたい。

はじめに、市長の挨拶文があり、次に目次となっている。

本計画については、全108頁で、第1章から第11章及び資料編で構成されている。

1頁から4頁が第1章「みどりの基本計画改訂の概要」である。

2頁には、みどりの基本計画の概要及び位置付けについて示している。

上位計画である武蔵村山市第四次長期総合計画や東京都及び区市 町村で策定した都市計画公園・緑地の整備方針(改定)などと整合性 を図り連携することを記載している。

次に、「みどりの基本計画改訂の背景」については、平成8年度に 改訂した現行計画が平成22年に目標年次を迎えたこと、さらに、自 然災害への対応や生物多様性の保全の重要性などを踏まえ、第二次基 本計画の策定に至ったことなどを記載している。

なお、本計画(案)では、樹林地や農地のみどりだけではなく、総合的なみどりのまちづくりを進めていくことから、漢字の「緑」ではなく、ひらがなで「みどり」と呼称することとしている。

次に、3頁の「みどりの基本計画の「みどり」とは」については、 緑地の適正な保全や緑化の推進に関する施策を、総合的かつ計画的に 実施するため、市内における多くのみどりを6項目に分け、示したも のである。

また、「緑地とは」については、市内にある「みどり」を、法律や 条例のほか、何らかの制度上の裏付けにより永続的に確保される緑地 として捉え、3つの区分に示したものである。

次に、4頁の「みどりの機能」については、みどりの多様な機能を 四つに分けて示している。

- 5頁から14頁が第2章「みどりの現況」である。
- 6頁から8頁は、武蔵村山市の概要について示している。

7頁の「人口」については、図2-2において昭和35年から平成24年までの人口と世帯の推移を、図2-3において平成15年から平成24年までの年齢3区分別人口構成比の推移を示している。

8頁の「みどりの現況」についてである。

緑被は、樹木や草など植生で覆われた土地で、農地も含まれ、緑被を把握することで、市域のみどりの量や地域的な特性を知ることができることを示している。表2-1では、緑被の状況について平成23年度に衛星画像を用いて調査を行ったものを項目別に示している。本市の緑被率は44.45%であり、比較的高くなっている。

また、9頁の表2-2では、地域ごとに緑被の推移を示しており、 平成8年度の緑被状況と平成23年度の調査結果を比較したもので あるが、市全体で緑被面積が72.79ヘクタール増加している。

なお、本計画では、市の地域を都市計画マスタープランである「まちづくり基本計画」に合わせ4区分に分けているが、前回の計画では、市の地域を5区分に分けた経過があり、比較をするため表2-2のみ5区分に分けて記載をしている。

10頁の表 2-3 については、平成 23 年度の緑被状況を 4 地域に分けて示したものである。

11 頁の「農地の状況」については、農業地や生産緑地地区の推移を示したものである。また、「都市施設とする緑地(公園・緑地)の状況」については、都市計画公園等の整備状況を示しており、12 頁の表 2-5 については、平成 8 年度と現在の比較を示したものである。

次に、13頁の「制度上安定した緑地の状況」は、狭山丘陵等近郊緑地保全区域など法令や条例等により保全された緑地の状況について、平成8年度と現在の比較を示したものである。

また、「社会通念上安定した緑地の状況」については、社寺境内地 や小中学校など今後とも安定して残るものと考えられる緑地につい て、平成8年度との比較を示したものである。

次に14頁の「緑地の状況」である。

緑地区分ごとの平成8年度と平成24年度の比較表と緑地の現況 図を示している。

15頁から16頁が第3章「計画の達成状況」である。

項目ごとに、現行計画の確保目標と今回の調査結果を比較し、目標達成の有無を示したものである。

- 17頁から20頁が第4章「みどりの課題と改訂の視点」である。
- 18頁及び19頁では、「みどりの課題」を大きく4つの項目に整理し、それぞれの項目の必要性について示したものである。
- 20頁では、課題を踏まえた上で、本計画の改訂を5つの視点としてとらえ、第5章の基本方針へとつなげるものである。
- 21頁から24頁が第5章「みどりの将来イメージと基本理念」である。
- 22頁の「みどりの将来イメージ」については、上位計画である「武蔵村山市第四次長期総合計画」が目指す将来都市像である「人と緑が織りなす 夢ひろがる やさしいまち むさしむらやま」を実現するため、みどりの将来イメージを「豊かな自然の武蔵野の大地に 協働と絆でつくりだす みどりのまち むさしむらやま」として設定したものである。

次に、「みどりの基本理念」については、貴重なみどりを次世代に 引き継いでいくため、行政だけではなく市民や事業者との協働により みどりのまちづくりを推進していくことを示したものである。

また、「計画の愛称」については、平成2年3月に策定された「ハート&グリーン武蔵村山市緑の基本計画」を引き継ぎ、本計画(案)においても愛称を継続していくこととしている。

次に、23頁から24頁の「計画の基本方針」では、みどりの将来 イメージの実現に向けて、前章のみどりの課題や視点を踏まえ、5つ の方針に分けて整理をしたものである。

25頁から28頁が第6章「計画のフレームと目標設定」である。 26頁から28頁については、計画のフレームと目標設定を示しており、26頁の「計画目標年次」は、10年後の平成34年度を目標年次とし 適宜見直しを行うものである。

また、「人口規模の見通し」、27頁の「都市全体の緑化総量目標」

及び28頁の「その他の目標」では、中間年次及び目標年次までの 市全体の緑被率や基幹公園の整備目標等、各種みどりの目標量を示 したものである。

29頁から38頁が第7章「みどりの配置に関する方針」である。

30頁から33頁は、市内のみどりの機能や役割を4つに分け、 良好で快適な生活環境の確保とみどりの創出のため、その配置方針 を示したものである。

次に、34頁から37頁は、「総合的なみどりの配置方針」を記載 したものである。

狭山丘陵などの「拠点となるみどりの配置」、身近な公園などの「公園・緑地等の適切な配置」及び残堀川や自転車道などの「水とみどりのネットワーク形成」の3方針に分け、それぞれ配置するみどりや配置方針を示している。

39頁から68頁が第8章「みどりの将来像の実現に向けた施策」である。

40頁から41頁は、「みどりの将来像の実現に向けた施策」を示している。

「施策の体系」では、5つの基本方針において、みどりの将来像を 実現するための施策の展開を示している。

次に、42頁から67頁は、5つの方針の施策方針や実際の取組内容を具体的に示している。

42頁から43頁は、拠点となるみどりの保全として、狭山丘陵、 海道緑地保全地域及び多摩開墾の保全に関する施策方針や取組内容 を示している。

44頁から45頁は、身近なみどりの保全として、樹林地・大樹 及び農地の保全に関する施策方針や取組内容を示している。

46頁から47頁は、水辺空間の充実として、河川の緑化の推進、 生態系に配慮した整備の推進及び河川の水質、水量と環境の改善に関 する施策方針や取組内容を示している。

48頁は、生態系の連続性に配慮した緑化整備の施策方針や取組内容を示している。

49頁から51頁は、道路の緑化として、街路樹・緑地帯整備の推進、都道の緑化要請、市民協働による生活道路の緑化、自転車道の緑化の充実及びみどりの散策路の整備についての施策方針や取組内容を示している。

52頁から54頁は、公園の整備として、都市計画決定された公園 や条例等による公園の整備の推進、新たな公園の整備の推進及び社会 情勢に対応した再整備に関する施策方針や取組内容を示している。

55頁は、市民協働による公園の維持、公園の長寿命化計画の策

定及びみどりの基金の活用の施策方針や取組内容を示している。

56頁から58頁は、公共施設や民有地の緑化に関する施策方針や 取組内容を示しており、具体的には、学校、庁舎、公営住宅及び民有 地の緑化の推進を示している。

59頁は、宅地開発など土地利用にあわせた緑化推進を、60頁は、 法令等による各種制度の活用及び市条例の活用を図ることを示して いる。

次に、61頁から63頁は、「協働によるみどりのまちづくり」に ついてである。

具体的には、市民及び行政が「市民協働」についての理解を深めること、協働の足がかりとなる「みどりのボランティア」の活動の推進、協働事業提案制度の活用などによる「みどりのまちづくりを推進」するための仕組み作りなどの施策方針や取組内容である。

次に、64頁から65頁は、みどりのまちづくりを推進するために必要な「人づくりの基盤をつくる」ことを示している。具体的には、みどりに親しむ教育と普及・啓発、緑化イベントの開催及びグリーンへルパー制度の創設などを記載している。

また、66頁から67頁は、みどりのまちづくりに必要な「新たな担い手づくり」として、学校、事業所、自治会、商店街及び各種団体等との連携を図ることなどの施策方針や取組内容を示している。

69頁から70頁が第9章「緑化重点地区」である。

都市緑地法に基づき、重点的に緑化を図るべき区域として「緑化重点地区」の必要性を示している。現在策定中である「武蔵村山市まちづくり基本方針」の検討結果を踏まえ、地区の設定や具体的な緑化施策の策定を行うこととしている。

71頁から76頁が第10章「計画の推進」である。

当該基本計画を推進していく上で、市民、事業者及び行政の連携 体制をつくることが重要であり、それぞれの役割分担を認識しなが ら、みどりのまちづくりの実現に向けて行動することを示している。

また、73頁から74頁は、市民、事業者及び行政の役割分担と 行動計画を示しており、75頁の表10-2では、基本方針別に緑 化推進体系の役割分担と行動区分を記載している。

7 6 頁の進捗管理では、みどりのまちづくりを計画的に推進するため、年度ごとの計画量などを定めた実施計画を作成し、実績の点検・評価をすることとしている。

最後に77頁から86頁が第11章「地域別方針」である。

78頁から85頁は、市内を4つの地域に分け地域別方針を示し、 それぞれの地域の現状や方針などを示している。 以上が計画本編の説明である。

続いて、資料編についてである。

88頁から92頁には、旧計画の施策の取組状況を示している。

具体的には、市内部の関連部署に対して聞き取り調査を実施し、 旧計画の方針や施策の内容について、実施状況や課題の確認などを 行ったものである。

次に、93頁から95頁は、平成23年度に実施した市民アンケートの結果を抜粋したものである。

96頁から98頁は、「武蔵村山市みどりの保護及び育成に関する 条例」、99頁は、「武蔵村山市緑化審議会規則」、100頁から10 1頁は、「武蔵村山市緑化審議会委員名簿」と緑化審議会の開催状況 である。

最後に102頁から108頁までは、本計画(案)に記載した専 門用語等の解説を掲載したものである。

説明については、以上である。

(質疑等)

- 28頁 表6-7その他の目標に「保存生垣の延長」とあるが、 専門用語であるため、用語解説に追加したほうがよいのではない か。
- 追加する。
- 表紙の写真について、市の名産や保存樹木等を使用した方がよ いと考える。
- 再度見直すよう検討する。
- 9頁及び10頁 図2-4及び図2-5地域別緑被分布図の中に水面とあるが、色が見づらい。
- 河川のことを指しているが、目立つよう改める。
- 28頁 表6-7その他の目標の「保存樹木の本数」が増加しているが、数年で増えるのか。また、「保存生垣の延長」についても、延ばすことが可能か。
- 本年度も新しく追加しているため、可能である。
- 45頁 東村山市の写真を使用しているが、他市の写真を使用 するのはいかがなものか。
- 良い施策だったので使用した。
- 本文中に記載が無いので、削除した方がよい。
- 削除する。
- 67頁 自治会・商店会等各種団体との連携について、絵を使用しているが、良い写真はないか。
- 写真を使用するよう検討する。

- 76頁 「進捗管理」とあるが、用語としては「進行管理」が 正しいのではないか。
- 52頁 公園の整備について、高齢者や障害者に配慮したバリ アフリー化について記載した方がよいのではないか。
- 54頁にバリアフリー化の推進についての記載がある。
- 第1章の表題が「みどりの基本計画改訂の概要」となっている が、本計画については、現行の計画の改訂ではなく、新たに第二 次計画を策定するという位置付けであるので、「策定」と表記し た方がよいのではないかと考える。
- 「改訂」と表記している箇所はすべて「策定」に修正する。
- 54頁 大南公園の園路については、本年度改修を行っている が、改修後の写真を使用するべきではないか。
- 現状はまだ竣工していない。策定までに間に合うようであれば 写真を修正する。

(結果)

原案を一部修正の上、承認する。

議題3 その他 特になし。

会議録の開示 ・非開示の別	☑開 示 □一部開示(和 □非 開 示(和	根拠法令等: 根拠法令等:)
庶務担当課	企画財務部	企画政策課	(内線・374)	

(日本工業規格A列4番)